

学校教育教員養成課程音楽領域の「教科の指導法」

科目における教育内容の研究

－音楽科教育論における教育内容（1）－

岡田 知也

(音楽教育講座)

A Study of Contents in “Classes in Teaching Methods” for The Area of Music :Contents in Theory of Music Education (1)

Tomoya OKADA

要 旨 本研究では教員を目指す学生が、筆者が担当する各「教科の指導法」科目において、どのような力を身に付けるべきであるかという教育内容を、カリキュラム全体を視野に入れつつ、筆者自身の実践経験や教育実践の場の実態を加味して構築し、それを達成するために各授業はどのような素材に基づき、どのような学習指導過程をたどるべきであるかを考察していきたい。なお「教科の指導法」科目のうち、今回は音楽科教育論について、とりわけ筆者が担当している5つの各論中の一つ、「君が代」論における教育内容及び実践内容について述べることとする。

キーワード 教員養成、教科の指導法、音楽科、音楽科教育論、君が代

1. はじめに

香川大学教育学部は、平成10年度の学部改組を契機として、また11年度には教育職員免許法の改正に伴いカリキュラムを変更した。その結果「学校教育入門」や「教育総合セミナー」等の学部・課程共通科目と並んで、学校教育教員養成課程の教科教育コースにおいて「教科の指導法」に関する新しい科目が設けられた。音楽領域においては「音楽科教育論」「音楽科教育法」「音楽科授業研究Ⅰ及びⅡ」及び「音楽科内容学演習」である。

1年次において課程一括教育を受けた学校教育教員養成課程の学生は、2年次より各コース・領域を選択し、専門科目を履修することとなる。音楽領域を選択した学生は3学期に「音

楽科教育論」、4学期に「音楽科教育法」、5学期に「音楽科授業研究Ⅰ」、その後3年次実習を経て6学期に「音楽科授業研究Ⅱ」の各「教科の指導法」関連科目を履修することとなる(小学校サブコースのカリキュラムとしては授業研究ⅠまたはⅡが必修であるが、音楽領域では併せて履修するよう指導を行っている)。

香川大学教育学部教員養成モデル・カリキュラム研究開発プロジェクト報告書において、毛利は「学生が本当に受けたい授業が受けられるような履修システムになっているのかどうか、他方では、1年から4年までの学習の系統性が確保できているのかどうかという、二つの観点から、カリキュラムとその履修方法を点検していく必要がある(毛利, 2003)」と提言を行っている。さらに筆者は学習の系統性の観点に

は、教育内容の系統性も包含されるべきであると考えている。

本研究では、教員を目指す学生が、筆者が担当する各「教科の指導法」科目において、どのような力を身に付けるべきであるかという教育内容を、それぞれの授業のカリキュラム上の役割を始めとして、筆者自身の実践経験や教育実践の場の実態・要望を加味して構築し、それを達成するために各授業はどのような学習指導過程をたどるべきであるかを考察していきたい。なお「教科の指導法」科目のうち、今回は音楽科教育論について、とりわけ筆者が担当している5つの各論中の一つ、「君が代」論における教育内容及び実践内容について述べることとする。

2. 音楽科教育論の概要

音楽領域を選択し2年次となった学生が最初に履修する「教科の指導法」関連科目が「音楽科教育論」である。この授業を音楽領域では、教科教育担当教員2名と教科内容担当教員4名の計6名が担当している。担当時間は、30時間のうち教科教育担当教員が各10時間、教科内容担当教員が各2時間である（及びガイダンス2時間）。

現在、音楽科教育論の主題と目標については、以下のようにシラバスに記されている。

「義務教育での音楽科教育に関する、歴史上のさまざまな論争やトピックを取り上げて議論しながら、『音楽とは何か』、『音楽科教育とは何なのか』という問いを、学校教育実践の臨床場面とつなげて考察することによって、『自分なりの音楽科教育観』を形成することを学ぶ」⁽¹⁾

これに先立ち、平成11年度に音楽科教育論が新しく開講される際、音楽教育講座で授業内容として検討したものを見ると、教科教育に関わる内容としては、「音楽科の役割は何か」、「音楽科は何を目指すのか、どんな子ども像を描こうとしているのか」、「音楽科の『基礎』や『基本』は何か」、「音楽科にとって技術とは何か」等があり、教科内容に関わる内容として

は、「学習指導要領や解説、教科書において器楽、歌唱（声楽）、創作（理論）の内容はどのように規定されているか」、「音楽科の目的に照らし、器楽、歌唱（声楽）、創作（理論）の役割は何か」、「多様な音楽文化と接している現在の子どもたちにとって器楽、歌唱（声楽）、創作（理論）はどのような内容であるべきなのか」等があった。この時の検討内容を手がかりとして、開講初年度の音楽科教育論の筆者が担当する時間の授業を計画した。

3. 音楽科教育論における5つの各論と教育内容

平成11年度に音楽科教育論が開講される際、授業における教育内容の手がかりとしたのが、講座における検討内容であったことは前述した通りである。加えて、筆者自身の考えに基づく次の2点も教育内容設定の手がかりとした。

- ①今後、教育学部において開講されている他の授業において、言及される可能性がきわめて少ないと考えられる内容を探り上げる。
- ②音楽を専門に学んだ教員として、教科指導とは別に、指導できることを期待される内容を探り上げる。例を挙げると、部活動の指導、文化祭等の学校行事・入学式、卒業式に代表される式典等における音楽指導等が該当する。

これらを手がかりとして、音楽科教育論における5つの各論と、各々の授業における教育内容を設定した。5つの各論のタイトル及び教育内容は以下の通りである。

（1）音楽教育概論

「学制」以降の我が国の音楽教育の歴史を網羅的に概観する。特に唱歌教育成立の経緯、唱歌集の編集、童謡運動、国民学校芸能科における音感教育の実態、昭和22年に制定された「試案」以降の学習指導要領における目標や内容の変遷、平成元年改訂の学習指導要領における「新しい学力観」と音楽科の内容、平成10年改訂の学習指導要領における「生きる力」の育成

や「総合的な学習」における音楽科及び担当教員の果たすべき役割、等について知る、考察することを教育内容としている。

(2) DTM (Desk Top Music) 論

コンピュータを活用した音楽データ作成の演習を行う。特にMIDI (Musical Instrument Digital Interface) に関する初歩的な知識を学ぶこと、アレンジソフト⁽²⁾を使用して音楽データを作成することを教育内容としている。これは、先述した「教育学部において開講されている他の授業において言及される可能性のきわめて少ないと考えられる内容」に該当するとともに、文化祭等における演劇や音楽の発表に学級担任として関わる際、有用であると考えられ、「音楽を専門に学んだ教員として、教科指導とは別に、指導できることを期待される内容」にも該当する。

(3) 部活動論

音楽を専門に学んだ教員は、合唱部や吹奏楽部など音楽に関わるクラブ活動・部活動の指導者として期待されることが多いように見受けられる。しかし教育学部で開講している授業においては、学生自身の楽器演奏や指揮の技能を高めることができる反面、教員として部活動を指導し運営する場合を想定した内容を扱っていないと考えられる。筆者はかつて学部卒業後、直ちに公立中学校教諭として配属された際、吹奏楽部の顧問として指導や運営が的確に行えず、そのことから生徒たちとの人間関係が悪化する悪循環に陥った苦い経験を持っている。教員の本務が、課外活動の指導ではなく、まずは教科指導や学級指導であることはいうまでもないことである。しかし生徒と「学び」や「気づき」、「体験」等を通して関わるという、本質においては何ら価値の違わない活動として課外活動も重要な意味を持っていると考えられる。課外活動において生じた生徒たちとの人間関係の綻びが、教科指導や学級指導にも影響を及ぼしかねないのである。

本授業において部活動に関する内容を取り上

げることにより、学生自身が教員となった際の教科指導以外の役割の一部を、具体的に意識させたいと考えている。特にクラブ活動・部活動の教育課程における位置づけを理解すること及び活動の指導・運営に関する実践例を提示し、それを分析・考察することを教育内容としている。

教員養成を行っている学部における「教科の指導法」科目において、部活動に関わると思われる内容を採り上げている例として、岡山大学教育学部において開講されている「音楽科教育法C」を挙げることができる。シラバスに記載されている授業計画によると第13回に「音楽の授業と部活動」という授業内容のタイトルを見ることができる⁽³⁾。

(4) 素材論

素材とは、授業において教育内容を達成するために用いる、音楽科において言うならば、楽曲や活動等のことを指す。教材と同義であると言っても差し支えないが、「教材」が教科によっては「ひとまとまりの授業」の意味を持つことがあるのに対し、ここでは、あくまで授業づくりの材料の一つであるという意味を強調するために、敢えて「素材」と呼ぶこととしている。この授業では、まず素材の意味を知り、授業に使えそうな素材を探し、その素材がどのようなものであるかを各自がプレゼンテーションすることを教育内容としている。この内容は「学習の系統性」という観点から言えば、第4学期に履修する音楽科教育法へと受け継がれていくものである。

(5) 「君が代」論

平成11年8月、国旗・国歌法により法律に国歌と定められた「君が代」について、学習指導要領にどのように記されているのか確認とともに、これまで学習した経験を振り返り、成立の背景や歌詞の内容について様々な資料を手がかりとしながら考察を行うことを教育内容としている。学校教員として、さらには音楽を専門に学んだ者として、素材としての「君が代」

を様々な視点から分析し、教育内容を設定して、どのような学習指導過程を構築することができるのかについて考察することの大切さに気づかせたい。

この内容に関しても、先述した岡山大学教育学部では「音楽科教育法B」の第7回に「国歌と学校音楽—世界の国歌に見られる共通性と伝統性」という授業内容のタイトルを見る事ができる⁽⁴⁾。

今回は、これら5つの各論のうち、この「君が代」の授業内容について、詳しく述べることとする。

4. 「君が代」論の授業実践

「君が代」論は音楽科教育論が最初に開講された平成11年度より授業において取り上げてきた。その論拠については前述したとおりである。ただ依然、賛否両論が交錯するデリケートな内容であるため、当初の2年間は試行錯誤を繰り返した。個人の信教、思想、良心の自由を侵すことのないように、また筆者の主張を強要することのないように配慮を行いながら、授業に用いる資料や発間に改訂を加えていった。現在のような授業内容に定着したのは平成13年度からである。

授業は概ね以下のような内容で進められる。

(1) 「君が代」に関するアンケート調査1

本日の授業が「君が代」を内容とするものであることを告げた後、学生のこれまでの学習経験を回想させるために、アンケートへの回答協力を依頼する。アンケートはA4用紙に両面印刷したもので、設問6までを表面に、設問7以降を裏面に印刷している。

なおアンケート調査の質問事項を文中に引用する際は斜体文字で表記することとする。

まずは、「入学式、卒業式等の学校行事において、なぜ「君が代」を齊唱することになっているのでしょうか。知っていることを書いて下さい」に回答させる。

回答後、用紙を一旦回収し回答内容を確認す

る。例年、回答内容は『国歌だから』、『式典では必ず歌うものと思っていた、教えられた』、『わからない』の3通りに大別されることが多い。

主な回答内容を公表した後、以下の設問1から設問6を回答させる。その際「ここからはアンケートです。これは思想や信条を調査するものではありません。集計データは研究以外の目的では使用しません。また個人名を明らかにすることもしません」と必ず伝える。

設問1. あなたは「君が代」を歌えますか。

- ・歌える
- ・歌詞を見ると歌える
- ・歌えない

設問2. 今まで、学校において「君が代」の歌唱指導を受けたことがありますか。

- ・ある（小学校、中学校、高等学校、その他）
- ・ない

設問3. 「ある」と回答した人にお聞きします。
歌唱指導は、いつ行われましたか。

- ・音楽の授業（小学校、中学校、高等学校）
- ・式典等の練習
- ・その他（　　）

設問4. それはどなたが指導しましたか。

- ・音楽科の教師
- ・音楽科以外の教師（具体的に　　）

設問5. あなたは「君が代」齊唱の場面において自分の意志で歌いますか。

- ・歌う
- ・歌わない
- ・特に決めていない

設問6. その理由を教えて下さい。

全員の回答が完了したことを確認して、次の内容に進む。

(2) 現行の学習指導要領における記述

続いて、「君が代」の指導を学校長から命じられたと際、どのような対応をするべきか学習指導要領の記述に基づき考えさせる。その手がかりとして、以下の資料を提示する。

資料1)

小学校学習指導要領及び解説

「第2章 各教科 第6節 音楽 第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い
1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 国歌『君が代』は、いずれの学年においても指導すること（文部省、1998）」

「指導に当たっては、低学年では上級生が歌うのを聴いたり、楽器の演奏やテープ等による演奏を聴いたりしながら親しみをもつようにし、みんなと一緒に歌うようにすること、中学年では歌詞や楽譜を見て覚えて歌えるようにすること、高学年では国歌の大切さを理解するとともに、歌詞や旋律を正しく歌えるようにすることが大切である。

国歌の指導に当たっては、国歌『君が代』は、日本国憲法の下においては、日本国憲法において天皇を日本国並びに日本国民統合の象徴とする我が国がいつまでも繁栄するようとの願いをこめた歌であることを理解できるようにする必要がある（文部省、1999）」

ここで学生から出される意見は、主に次のようなものである。

「小学校では音楽科の内容として、指導することとなっている」、「学年段階に応じた指導法が示されている」、「天皇を日本国並びに日本国民統合の象徴とする我が国がいつまでも繁栄するようとの願いをこめた歌であると『君』を解釈している」、「中学校では特別活動の内容となっている」、「中学校では音楽の先生が指導しなくてもよい」、「実際には音楽の先生が指導していた」、「学習指導要領は法的拘束力を持つと習ったから、指導しなければならない」等の意見がこれまでに出された。

この後、筆者は自身の経験に基づき次のような発言を行う。

「私が教員になったのは、昭和52年の学習指導要領の頃でした。当時「君が代」は国歌とは定められておらず、学習指導要領の記述も「指導することが望ましい」といった表現に止まっていました。そのため指導を行うよう指示されることもなく、式典等において斉唱することもありませんでした」

「しかし現在は、国旗・国歌法によって「君が代」は国歌であると定められています。学習指導要領のどの章に記述されているかに拘わらず、授業や式典等において指導するように指示されたならば、教員としては従わなければならぬでしょう。音楽を専門に学んだ皆さんに、「君が代」を指導するようにと指示される可能性は高いと言わざるを得ません」

「十数年前までは私も「君が代」を自らの意志で指導しませんでした。しかしある時、考えを改めました。そのことについては後でお話します。それからは、どのようにすれば人々の多様な考えを蔑ろにせず、個々を大切にする「君が代」の授業ができるのかを考え続けました」

この発言の後、「君が代」には様々な思いを抱いている人々がおり、様々な形で「君が代」と向き合っているということを知ってほしいという旨を伝える。

資料2)

中学校学習指導要領及び解説

「第4章 特別活動 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする（文部省、1998）」

「第1章 総説 2 中学校音楽科の改訂の趣旨 ア 改善の基本方針

(ウ) 各学校段階の特質に応じて、我が国や諸外国の音楽文化についての関心や理解を一層深める表現活動及び鑑賞活動の充実を図るとともに、国歌『君が代』の指導の一層の充実を図る（文部省、1999）」

(3) 資料にみる「君が代」を取り巻く現状
さらに次の文献資料や新聞記事を提示し、討

論を行う。新聞記事等は、年度ごとに随時新しい記事を資料として引用している。

資料3)

君が代の声量、広島県教委が報告求める　日の丸不起立も

今春の卒業式、入学式での「日の丸」掲揚と「君が代」斉唱について、広島県教育委員会が県内の公立学校長に対し、斉唱の際の声の大きさや不起立だった児童・生徒、教職員の概数を報告するよう求める通知文書を出していたことが明らかになった。県教委はこの報告に基づいて起立しなかった教職員らを処分したという。

県教委によると、通知文書は1月、県立高校や公立小中学校など約1000校の校長に出された。「国旗・国歌実施状況」「教職員の服務状況」「教職員への対応記録」について、式後1週間以内の提出を指示している。

「君が代」については「式場内に響き渡る歌声であった」「響き渡るとはいえないが、歌声は十分聞こえた」「歌っているとはいえない歌声であった」の三つから選択。不起立の教職員や児童・生徒の概数も記入することとされた。

「服務状況」では、従わなかった教職員の名前のほか、学校側がどう対応したかを時系列で詳細に記すよう求めた。

さらに、通知文書には「留意事項」も添付し、式終了後までの校長の行動を27項目にわたって記載。校長が職務命令として「国歌斉唱の際には起立してください」と職員会議などで複数回発言する▽起立しなかった教職員にはその場に駆け寄り、「起立してください」と周囲にも聞こえるように発言する——などを求めた。

県教委は98年、「日の丸」掲揚や「君が代」斉唱の実施率の低さなどから旧文部省の指導を受け、翌年2月に県教育長が県立学校長に掲揚と斉唱を義務づける職務命令を出した。教職員の処分が始まった01年の卒業・入学式では延べ301人が戒告、文書訓告を受けた。昨年は10人、今春の卒業式では11人が処分を受けている。

県教委指導1課の二見吉康課長は「式で校長が混乱しないよう以前から通知している。学習指導要領にのっとった通知と考えている」と話す。

卒業式、入学式での「君が代」斉唱をめぐっては、福岡県久留米市教委が04年、児童・生徒が歌う声量を大、中、小の3段階で小中学校の校長に評価させる調査を実施。しかし、「目標は達成された」などとして今春は取りやめた。

また、東京都町田市教委は昨年末、児童・生徒が校歌などと同じ音量で歌うよう事前に指導することを定めた通知を市内約60の小中学校長に送付したが、当日の声の大小の報告までは求めていない。

(朝日新聞2005年4月13日)

資料4)

卒業式「君が代」で52人を戒告・減給処分 都教委

東京都教育委員会は31日、今春の卒業式で「君が代」斉唱時に起立を求める個別の職務命令に従わなかったとして、公立学校の教職員52人を戒告・減給処分にしたと発表した。起立を義務づけた通達以降2度目の卒業式シーズン。約200人が処分された昨年からは大幅に減ったが、大量処分が続くことになった。

都教委によると、38人が戒告、2度目の処分となる10人が減給10分の1、1カ月、3度目などの4人が同6カ月となった。定年退職する1人は、嘱託による再雇用選考合格も取り消された。学校別では、都立高校が44人、都立養護学校が4人、公立小中学校が4人だった。

昨年の卒業式では都立高校2校の校長が職務命令を出さなかつたが、今年は全校で出された。今年は新たに君が代斉唱などで「適正に生徒を指導すること」との文言が命令に加わったが、これに関する処分はなかった。

「日の丸・君が代不当処分撤回を求める被処分者会」は「教育の目的は生徒の思考力・判断力・批判力などを養うこと。単一の価値観を植え付けることは排除すべきだ」との抗議声明を発表した。都高校教職員組合と都教職員組合、都障害児学校教職員組合も抗議声明を出した。

これまでに処分されたうち約200人は、処分を不服として都人事委員会に審査請求している。「被処分者会」のメンバーらは、今年も改めて請求する方針だ。

(朝日新聞2005年3月31日)

資料5)

斉唱に教育効果、命令合憲 北九州君が代訴訟判決

北九州君が代訴訟の判決で、福岡地裁の亀川清長裁判長は26日、校長が入学式、卒業式で斉唱の職務命令を出すことは「国歌を尊重する教育目的に沿い一定の教育効果が期待できる」として憲法に違反しないと判断、斉唱を拒否した教諭に対する戒告処分を認め、減給だけを「妥当性を欠く」として取り消した。

一方で学習指導要領の斉唱規定を「一般的な指針」と指摘、北九州市教育委員会が斉唱を実施するよう、各校長を拘束している状態を教育基本法に違反した「不当な支配」と述べた。

教諭側は職務命令が「憲法が保障する信教、思想、良心の自由を侵害した」などと主張したが、同裁判長は「君が代は国旗国歌法制定前から国歌の地位にあった。斉唱は特定のイデオロギーを教え込むものではなく、宗教的行為でもない」として退けた。

(共同通信2005年4月26日)

資料6)

若者ら、カラオケで「君が代」

カラオケボックスに「君が代」が流れている。歌い手の中心は10代、20代の若者たち。大手通信カラオケ会社の調査では、約2万7千曲のうち2000位前後と、石原裕次郎のヒット曲並みの順位をキープするという。グラス片手に国歌を歌う時代の気分は——。

大阪・ミナミのカラオケ店。大阪市内の大学生(19)はサッカーのW杯予選を観戦し、仲間と君が代を歌った。「国の応援歌。サポーターには欠かせない」と言う。

SMAPの中居正広さんのファンの女性会社員(21)は、去年のプロ野球開幕戦で中居さんが君が代を歌ってから、歌う人が増えたと感じている。「ノリがいまいちだから、私は歌わない。歌詞の意味もよく知らない。でも中居君が歌うとステキ」

通信カラオケ大手「エクシング」(名古屋市)が、君が代を曲目に加えたのは99年10月。当初は「若い人は見向きもしない」との見方が強く、導入機種もごく一部だった。しかし予想は外れた。同社が管理する5万5千台のリクエストで、99年12月は8097位だったのが、昨年のオリンピックでぐっと上がり、最近は2000位前後を維持。石原裕次郎のヒット曲の中では「恋の町札幌」に並ぶ人気だ。

同社は3月、全国で800台分のデータを分析した。中高年の客が多い飲食店より、若者中心のカラオケボックスで人気が高いとの傾向が出た。村上信夫部長は「厳粛な国歌をカラオケで歌うとはけしからん、との声を心配したが、この人気は予想外でした」と話す。

君が代は、19世紀以降、天皇の治世を奉祝する歌として歌われてきた。戦後も事実上國歌として扱われたが、憲法の国民主権原理と矛盾する、などと論議された。

99年の国旗・国歌法の国会審議では歌詞の解釈が問題となり、法制化後も、卒業式などでの斉唱の是非が議論を呼んでいる。

教育現場への「押しつけ」を批判する新居晴幸・大阪府教組副委員長は「君が代の議論は、儀式で歌う是非だけにわい小化され、天皇制にかかる歌詞の意味は子どもたちに語られなかつた。これが抵抗感の少ない若者が増えた理由の一つではないか」と話している。

(asahi.com 2001/04/09)

資料3) 及び資料4) は教育行政における「君が代」への視点や教員の処分に関する記事、資料5) は司法の判断に関する記事、資料6)

は若者と「君が代」との関わりの一端を知ることができる資料である。授業では提示されたこれらの資料を読み解き、意見を出し合う。この過程において例年、資料6)への関心が高い様子が見てとれる。ただし関心の高さの内実は『カラオケで君が代を歌う若者が増えている事にとても驚いた。私はカラオケによく行くが、今まで一度も歌ったこともないし、歌おう

と思ったこともない。カラオケという場で歌う歌なのだろうか?それは違うと思う。国歌なのだからそんなに軽々しく考えて欲しくない』という記述に代表されるように、自分たちと同世代の若者との感覚の相違であることがうかがえる。これは記事の内容にあるような若者が特別の存在であるのか、教育学部において教員を目指している学生が、これまでの学習経験から「君が代」を特別な歌として捉えようとしているのかは、本授業内容だけでは確認することはできない。

(4) 「君が代」とは-唱歌の歌詞から考察する
次に平成11年6月、当時の小渕恵三首相が新しく示した「『君』は日本国及び日本国民の統合の象徴であり、その地位が主権の存する国民の総意に基づく天皇のことを指す」と「『代』は本来時間的概念だが、転じて『國』を表す意味もある」を紹介し、さらに、これらの解釈を組み合わせて「『君が代』は、(「天皇の時代」ではなく:筆者注) 日本国及び日本国民の統合の象徴とするわが国のこととなる」とした政府の統一見解を紹介する(朝日新聞社、2000)。

続いて「鉄道唱歌(東海道編)」⁽⁵⁾の64番の歌詞を紹介する。

「七度(ななたび) うまれて君が代を/まもるといいし楠公(なんこう) の/いしぶみ高き湊川/ながれて世々(よよ) の人ぞ知る(金田一・安西、1977)」

楠公とは、建武の新政を行った後醍醐天皇を助けた楠木正成のことであり、正成が戦死した現在の神戸市であった湊川の戦いのことを歌った歌詞であると説明を加える。この歌における「君が代」とは、まさに「天皇の御代」と読み取れ、小渕首相の見解と比較して意見を出し合う。

加えて、成立の歴史的経緯について説明する⁽⁶⁾。

(5) 国民にとって国歌とは

続いてロンドンで毎夏開催される「プロムス」⁽⁷⁾の「ラストナイトコンサート」の映像を鑑賞する。鑑賞する場面はホールの立ち見席を埋め尽くした聴衆が、連合王国やイギリス、スコットランド、ウェールズの国旗を掲げながら、国歌「God Save The Queen」と第2の国歌とされるエルガー作曲「威風堂々第1番」の旋律に歌詞を付けた音楽を大合唱する映像である。

この過程で、私見を述べることは恣意的な発言となる、もしくは結論を誘導する恐れがあると考えている。そのため、ここでは映像を鑑賞し、「先ほど言った、『君が代』を指導しようと

考えを改めましたきっかけとなったのがこの映像です」という発言に止める。

(6) 「君が代」に関するアンケート調査2

最後に以下の設問7から設問11を回答させる。その際、「これは思想や信条を調査するものではありません。集計データは研究以外の目的では使用しません。また個人名を明らかにすることもしません」と再度伝える。

設問7. あなたは「君が代」を教育現場において指導しますか。

- ・指導する
- ・指導しない
- ・特に考えたことがない

設問8. その理由を教えて下さい。

設問9. 教育学部の授業において「君が代」の内容や指導法に関してとり上げてほしいと思いますか。

- ・とり上げてほしい
- ・どちらでもよい
- ・とり上げるべきではない

設問10. その授業では、どのような内容を取り扱ってほしいですか。(複数回答可)

- ・授業における指導プラン
- ・学習指導要領における位置づけ
- ・成立の歴史
- ・歌詞の内容
- ・「君が代」をめぐる賛成意見や反対意見
- ・その他(具体的に)

設問11. 本時の授業を受けた感想を書いて下さい。どのようなことでも結構です。

全員の回答が完了したことを確認して、最後に筆者は次のように発言する。

「今日の授業を受けるまで、『君が代』について何かを考えたことがある人はあまりいなかつたかも知れません。今日の授業がきっかけとなって、みなさんが『君が代』について考えるようになってくれれば、授業の目的を概ね達成できたと思います。音楽を専門に学んだ者として、指導するかどうかは、皆さんの思いに基づき決められたらよいと思います。しかし最後に皆さんに言っておきたいのは、一人ひとりに様々な思いがあるのかも知れませんが、私個人の思いは、皆さんが教員になった後、このこと

で処分を受けるような事態になってほしくない」ということに尽きます。これで授業を終わります」という発言をもって授業を終了する。

以上が「君が代」論の実践内容である。

5. アンケート調査の結果と分析

(1) アンケート調査の詳細

「君が代」論は、国旗・国歌法により法律に国歌と定められた「君が代」について、学習指導要領にどのように記されているのか確認するとともに、これまで学習した経験を振り返り、成立の背景や歌詞の内容について様々な資料を手がかりとしながら考察を行うことを教育内容として設定している。アンケート調査を通して、設定した教育内容が適切であるか考察を試みることとする。

アンケート調査に関する詳細は以下の通りである。

①調査対象者及び調査方法：音楽科教育論の「君が代」論を平成13～15年に受講した学生25名が調査対象者である。アンケート調査の具体的な実施方法に関しては、〔4.「君が代」論の授業実践〕において述べた通りである。

②調査時期：授業の時間内

③調査内容：設問は選択肢によるものと記述式によるものがある。内容は前述した通りである。

④分析及び考察について：今回は紙面の都合上、アンケート調査の「設問6.（設問5の回答の）その理由を教えて下さい」、「設問8.（設問7の回答の）その理由を教えて下さい」と「設問11. 本時の授業を受けた感想を書いて下さい。どのようなことでも結構です」の回答内容に基づく、分析及び考察は行わないこととする。

⑤凡例は以下の通りとする。

アンケート調査の質問事項を文中に引用する際は斜体文字で表記する。アンケート調査の回答選択肢を文中に引用する際は「 」で、回答の具体的記述内容を文中に引用する際は『 』でくくることとする。

(2) アンケート調査の集計結果と分析

アンケート調査の集計結果は以下の通りである。合計が25名にならない設問は、複数回答や「不明」とした回答が見られたためである。

設問1. あなたは「君が代」を歌えますか。

「歌える」21名 「歌詞を見ると歌える」4名
「歌えない」0名

設問1は「君が代」を歌うことができるかどうかを問う設問である。84%が「歌える」と回答している。平成12年度入学生が小学校に在学していたのが昭和63～平成5年度、中学校に在学していたのが平成6～8年度、高等学校に在学していたのが平成9～11年度である。平成以降、学校において「君が代」の指導が徹底されていった様子が見てとれる。

設問2. 今まで、学校において「君が代」の歌唱指導を受けたことがありますか。

「ある」24名（小学校11名、中学校11名、高等学校7名、幼稚園1名、不明1名）「ない」1名

設問2は歌唱指導を受けた経験を問う設問である。96%が「ある」と回答している。歌唱指導を受けた校種は小学校と中学校が多いが、高等学校や幼稚園においても歌唱指導を受けたとの回答が見られる。設問1と同様に指導が徹底されていった様子が見てとれる。

設問3. 「ある」と回答した人にお聞きします。歌唱指導は、いつ行われましたか。

「音楽の授業」15名（小学校6名、中学校6名、高等学校1名）「式典等の練習」16名「その他」0名

設問3は歌唱指導が行われたのが、音楽の授業においてであったのか、式典等の特別活動においてであったのかを問う設問である。回答数がほぼ同数であることから、「君が代」が音楽作品として音楽科の授業で指導されていたというよりも、「君が代」は、式典等と結び付いて指導されていたものであることがうかがえるのではないだろうか。

設問4. それはどなたが指導しましたか。

「音楽科の教師」21名 「音楽科以外の教師」3名 (具体的に『式典担当教員』2名 『保健体育科の教員』1名) 『不明』1名

設問4は歌唱指導を行ったのは誰であったかを問う設問である。例えば中学校学習指導要領では特別活動の内容に「指導すること」と記述があり、小学校学習指導要領では音楽科において「指導すること」となっている。このことから中学校では音楽科の教員が必ずしも指導する必要はなく、小学校では建前として全員が音楽科の授業を担当できるはずであるから音楽専科の教員が必ずしも指導する必要はないと言えるかも知れない。しかしこの設問からは、現実には音楽を担当している教員が指導を行うことが多いということが見てとれる。

設問5. あなたは「君が代」齊唱の場面において自分の意志で歌いますか。

「歌う」10名 「歌わない」3名 「特に決めていない」12名

設問5的回答で最も多かったのは「特に決めていない」である。これは「君が代」を歌うのに、なぜ「自分の意志」が必要であるのかという戸惑いが生じているのではないかと推測される。自分の意志としては「特に決めていない」が歌っているという、子どもたちと「君が代」との関わりを垣間見たように思われる。このことの理由を問う設問6には、それを裏付ける自由記述が見られるのであるが、設問8、設問11と共に、今回は分析を行わないこととしているため別の機会に改めて明らかにしたい。

設問7. あなたは「君が代」を教育現場において指導しますか。

「指導する」13名 「指導しない」1名 「特に考えたことがない」11名

設問7は教員として指導するかどうかを問う設問である。設問5と同様の傾向が見てとれる。

設問9. 教育学部の授業において「君が代」の

内容や指導法に関してとり上げてほしいと思いますか。

「とり上げてほしい」22名 「どちらでもよい」3名 「とり上げるべきではない」0名

設問9は「君が代」論が教育学部の授業として相応しいかを問う設問である。88%が「とり上げてほしい」と回答し、「とり上げるべきではない」は0%であった。このことから「君が代」論は、教育学部の授業として相応しいと、学生から評価を得たと言えよう。

設問10. その授業では、どのような内容を取り扱ってほしいですか。(複数回答可)

「授業における指導プラン」12名 「学習指導要領における位置づけ」13名 「成立の歴史」9名 「歌詞の内容」14名 「『君が代』をめぐる賛成意見や反対意見」20名 「その他」0名

設問10は取り扱ってほしい内容を問う設問である。本授業の教育内容に設定した「『君が代』について、学習指導要領にどのように記されているのかを確認する」に関わる選択肢を52%が、「成立の背景」に関わる選択肢を36%が、「歌詞の内容」を56%が、「様々な資料を手がかりとしながら考察を行う」に関わる選択肢を80%が取り扱ってほしいと回答している。設定した4項目の教育内容のうち3項目が50%以上の支持を得ている。このことから「君が代」論において設定した教育内容は概ね適切であったといえよう。今回の調査で支持が36%であった「成立の背景」については、次回の開講までに検討を加えたい。

6. 考察

今回のアンケート調査をとおして、特記すべき点は以下の4点である。

(1) 前述した通り、「君が代」論において設定した4項目の教育内容のうち、「『君が代』について、学習指導要領にどのように記されているのかを確認する」、「歌詞の内容」、「様々な資料を手がかりとしながら考察を行う」の3項目が50%以上の支持を得ている。このことから

「君が代」論において設定した教育内容は概ね適切であったといえよう。

(2) アンケート調査を見る限りにおいて、「君が代」の学習経験を持つ学生は非常に多いといえる。このことは、とりもなおさず現在の学校現場における指導の実態を示しており、本授業を受講した学生たちも、いずれは指導する立場となる可能性を示唆していると読み取ることができる。

(3) 「君が代」の学習経験を持つ学生は非常に多いが、そのアンケート調査によると学習内容は様々であった。これは「君が代」に関して、授業の構築に関する情報や文献資料の検討が充分ではないからではないだろうか。授業に用いようとする楽曲に関して分析を試みる際、①音楽的特徴、②音楽的課題、③歌詞や音楽の背景の3つの側面から行うのが通例であるが、②や③の項目の分析が充分に行われていないと、楽曲の表面だけを辿る授業に陥ってしまう。そのような状況に陥らないために、教員が充分な教材研究を行うべきであろう。

(4) 素材としての「君が代」を様々な視点から分析し、教育内容を設定して、どのような学習指導過程を構築することができるのかという内容を考察する段階に到達するためには、設定した時間だけでは不足気味である。このような授業づくりに関わる内容は「音楽科教育法」または「音楽科授業研究1」においてとり上げたいが、3年次教育実習までに附属学校・園から求められている様々な力を学生に獲得させることを第一の目標とすると、「君が代」論に代表される、教育実習において直接的には関わることがないであろう内容に、時間を費やすことはできないという状況に陥る。すなわち「教科の指導法」科目において系統性を持たせた授業計画が必須であるということとなる。

7. 今後の課題

本研究の今後の課題として、以下の3点を挙げておきたい。

(1) 今回、研究対象とした音楽科教育論に限っても、残る4つの各論に関して教育内容を早急に検討していかなければならないと考えている。さらには音楽科教育法、音楽科授業研究1についても現在の教育内容を初めとする授業内容の検討を進め、考察において述べたような系統性をもたせながら、かつ個々の目標及び内容を明確に示すことができる授業群を構築していきたい。

(2) 本小論において行わなかった、アンケート調査の「設問6.（設問5的回答）その理由を教えて下さい」、「設問8.（設問7的回答）その理由を教えて下さい」と「設問11. 本時の授業を受けた感想を書いて下さい。どのようなことでも結構です」の回答内容に基づく、分析及び考察を早急に何らかの形で明らかにしなければならない。

(3) 今回の調査で支持が36%であった「成立の背景」については、次年度の開講までに継続して教育内容とするかどうか検討を加えたい。各論の教育内容については常に検証を怠らないようにしなければならないと考えている。

注

(1) 香川大学教育学部編『平成16年度版シラバス』P.154を参照した。

(2) 使用しているコンピュータ環境はiMac、OSはMacOS9.2.1、アレンジソフトはInternet社のSinger Song Writer Lite 3.0、音源はソフトウェア音源のRoland VSC3.0である。

(3) 岡山大学のホームページより平成17年度教育学部シラバスを参照した、URLは次の通り。

<http://cfid.cc.okayama-u.ac.jp/cgi-bin/db.cgi?page=DBView&did=89>

(4) 同上

- (5) 「鉄道唱歌（東海道編）」は大和田建樹作曲、多梅稚作曲により明治33年に出版された。東京新橋の出発を歌った1番から神戸到着を歌った66番まで沿線の風景を描いている。
- (6) ここでは参考文献として、内藤孝敏『三つの君が代－日本人の音と心の深層－』中央公論新社、1999を用いる。
- (7) プロムスとは、プロムナード・コンサートの略。聴衆たちがホール内のプロムナードにて立って音楽を聞くことを意味しているが、特に毎年7月中旬から9月中旬までロンドンのロイヤル・アルバート・ホールで開かれるBBC主催の音楽フェスティバルを指す。そのラストナイトコンサートでは、椅子を取り払ったフロアで聴衆が音楽をくつろぎながら楽しんでいる。

引用文献

- 朝日新聞社編『朝日キーワード2000』朝日新聞社、2000, p. 81
- 金田一春彦、安西愛子編『日本の唱歌〔上〕明治編』講談社、1977, p. 120
- 毛利猛「『学生による授業評価』から見た授業科目の在り方について」『2002年度教員養成カリキュラムの開発に関する研究（2年次）』香川大学教育学部、2003, p. 3
- 文部省『小学校学習指導要領』ぎょうせい、1998, p. 76
- 文部省『小学校学習指導要領解説音楽編』教育芸術社、1999, p. 74
- 文部省『中学校学習指導要領』ぎょうせい、1998, p. 111
- 文部省『小学校学習指導要領解説音楽編』教育芸術社、1999, p. 3